

高岡市耐震シェルター等設置支援事業について

高岡市では、地震による住宅の倒壊から居住者の安全を守るため、県と協力して、木造住宅耐震診断・耐震改修の補助制度を設けて、その活用を呼びかけている。このたび、県内初となる耐震シェルターや防災ベッドの設置助成を創設し、災害に強いまちづくりをさらに推進する。

1. 目的

市内に居住している高齢者のみの世帯や、障害者等が居住する世帯の住宅について、耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を補助し、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

2. 耐震シェルター・防災ベッドとは

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドをいう。

3. 補助対象住宅・世帯の条件

- ・ 昭和 56 年 5 月以前に着工した一戸建て木造住宅
- ・ 高齢者のみが居住する世帯
- ・ 要介護認定又は要支援認定を受けたものが同居する世帯
- ・ 身体障害者手帳 1 級又は 2 級の交付を受けたものが同居する世帯
- ・ 療育手帳 A の交付を受けたものが同居する世帯

なお、同一住宅の補助は、耐震シェルターは 1 室まで、防災ベッドは 1 台までとし、かつ、重複して補助を受けることはできない。

4. 補助金の額 設置費用の 2 分の 1、かつ 20 万円を限度とする。



例：耐震シェルター



例：防災ベッド